平成２８年（フ）第４２６号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地82―503
債務者　宮口美津子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第９６号
茨城県つくば市稲荷前23番地５　セジュールＡ・Ｎ107号、開始決定時の住所茨城県つくば市下広岡1055番地４
破産者　林田　正史
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４号
茨城県つくば市谷田部2943番地
破産者　秦　　正弘
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３３１号
さいたま市西区大字西遊馬1278番地11　パストラル西遊馬101号室
破産者　齊藤　洋之
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１１号
さいたま市南区大字太田窪2000番地42　高橋マンション203
破産者　三浦　玲子
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９７３号
札幌市東区北40条東２丁目２番８号　コーポラス島206号
破産者　草野良司男
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３７号
札幌市南区川沿７条４丁目２番３号
破産者　川上　敏人
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２７号
北海道室蘭市中島町３丁目32番15号　医療法人社団積信会三村病院内、住民票上の住所北海道登別市鷲別町４丁目33番地１
破産者　若松　共子（旧姓柚村）
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第７７３号
宮城県多賀城市桜木２丁目４番４―213号
破産者　吉谷　洋人
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３６号
宮城県石巻市北村字久米田103番地
破産者　佐藤　弘樹
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
群馬県前橋市荒牧町1190番地５、開始決定時の住所群馬県前橋市下小出町３丁目７番地15
破産者　木村　義幸
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６８３号
埼玉県富士見市大字水子2537番地５　さくらハイツＣ―101
破産者　小林　春男
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０８号
新潟県村上市瀬波温泉２丁目１番54号　エクセルセナミＣ、前住所新潟県村上市岩船地蔵町１番16号
破産者　中田　和弘
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１８号
富山県黒部市植木555番地６
破産者　大林　美佐
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第１３号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪2163番地３
破産者　加納　博志
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第５５２号
静岡県賀茂郡河津町田中86―19、開始決定時住所長野県伊那市上新田2420―１―308
破産者　柳瀬　一成
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５３号
静岡市清水区入江岡町１番８号　入江岡コーポ２Ｃ、旧住所静岡市清水区尾羽26番地の12
破産者　柳瀬千代子
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部